



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 平成30年10月1日から社会保険の扶養認定が厳しくなったそうですね。具体的にどのように変わったのでしょうか？

A 認定を受けるために原則としてマイナンバーが必要になり、また新たな書類を求められるなどの点が変わりました。

これまで、扶養を認定してもらうために協会けんぽに提出する「健康保険被扶養者異動届」に添付する書類は割合簡単でした。一方で組合健保はその組合ごとに添付書類が異なり、一部の組合は配偶者が離職したから扶養に入れて欲しいと申請すると、離職票の原本まで求められることもありました。

厚生労働省としては、本格的にマイナンバーで紐づけする作業に入ったということでしょうね。マイナンバーで適正に管理できるようになると良いと思いますが、今までマイナンバーをあまり利用しなかった人も扶養の認定等のために利用することが増え、従業員も事業主も、マイナンバーの取り扱いに神経を使うことになりそうです。

具体的な添付書類は、同居している時は(1)と(2)、別居している時は更に(3)も必要となります。

(1) 続柄の確認

次のいずれかを添付

- ・戸籍謄本又は戸籍抄本
- ・住民票 ※① (90日以内に発行されたもの)

＜添付の省略ができる場合＞

(ア・イ両方に該当する場合)

ア. 被保険者と扶養認定される方それぞれのマイナンバーが届書に記載されている

イ. 上記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し「続柄確認済み」にチェックを付している

(2) 収入の確認

- ・年間収入が「130万円未満である」※②ことを確認できる課税証明書等の書類

＜添付の省略ができる場合＞

(アまたはイのいずれかに該当する場合)

ア. 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主

が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる ※③

イ. 扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満

(3) 別居の確認

仕送りの事実と仕送額が確認できる書類

- ・振込の場合…預金通帳等の写し
- ・送金の場合…現金書留の控え(写し)

＜添付の省略ができる場合＞

(アまたはイのいずれかに該当する場合)

ア. 扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満

イ. 扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※①被保険者と扶養認定を受ける方が同居し、被保険者が世帯主の場合に限る

※②扶養は原則130万円未満ですが、60歳以上の方と「障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は「180万円未満」です

※③障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。以上、様々な書類が必要ですが、そのためでしょうか？手続きしてから健康保険証を受け取るまでの期間が以前は1週間程度でしたが現在は3週間以上かかることもあります。

手続きの間、健康保険証が使えない期間が長くなりますので、早急に医療機関を受診する予定がある場合、健康保険証の代わりに「健康保険被保険者資格証明書」の交付を申請できます。手続きは年金事務所で行います。「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」と運転免許書などの「身分証明書」と委任状を持参し、窓口で確認の押印をしてもらえば保険証代わりになります。被保険者にお渡し下さい。

現在、外国人労働者を多く受け入れる議論をしていますが、特に海外療養費に関して、健康保険を不正に使用されるケースがあるようです。不当に保険料が上がらないよう、厳しい法整備を望みます。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980